

建設工事に係る成績評定要領等の改定について お知らせ

岡山県農林水産部
岡山県土木部

岡山県建設工事成績評定及び通知要領を、次のとおり改定し、平成28年1月1日から適用しますので、お知らせします。

I 岡山県建設工事成績評定及び通知要領の改定

- 1 適用時期 平成28年1月1日以降にしゅん功検査を行う工事
- 2 対象工事 請負金額が500万円以上の工事
(改定前は請負金額が250万円を超える工事)

【参考】岡山県建設工事成績評定及び通知要領のページ

: <http://www.pref.okayama.jp/page/446599.html>

岡山県建設工事成績評定及び通知要領

: http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/446599_3018055_misc.pdf

II 工事成績採点表及び考査項目別運用表の公表

工事成績採点表及び考査項目別運用表を公表します。

【参考】工事成績採点表及び考査項目別運用表（土木工事事用）

: http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/446599_3018063_misc.pdf

工事成績採点表及び考査項目別運用表（公共建築工事事用）

: http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/446599_3018064_misc.pdf

III 工事成績評定点の活用

成績評定データを蓄積・解析し、工事成績評定点を活用している基準・要綱等について順次見直しを行います。

基準・要綱等	見直し時期
入札参加資格審査基準	平成30・31年度の建設工事入札参加資格審査から反映させる。
指名業者等選定要綱	平成28年度までの評定結果を踏まえ、平成29年度から反映させる。 なお、旧成績データと新成績データが混在する期間の取扱については、毎年度見直しを行う。
一般競争入札における施工実績に関する参加要件	
総合評価落札方式における企業・技術者の能力評価	

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】

土木部 技術管理課技術指導班 TEL 086-226-7460
建築営繕課企画・審査班 TEL 086-226-7508

番号	質問内容	回答
1	なぜ、工事成績評定要領の見直しを行うのか。	平成26年6月に品確法が改正され、本年1月には発注者関係事務の運用に関する指針が策定されました。この中で、発注者間における評定結果の相互利用を促進することとされたため、評定項目や評定方法の標準化に向けた見直しを行うものです。
2	500万円未満は工事評定を行わないのか。	500万円未満の工事においては、成績評定は行いませんが、しゅん功検査により可否判定を行うとともに、検査員が講評を述べます。
3	具体的にはどのように評定方法を見直すのか。	・施工体制、工程管理、安全対策などの各評価事項の配点を国と同じにします。 ・各評価事項の評価の段階数やその判定の目安を国と同じにします。
4	工事成績通知の内容に変更があるのか。	通知内容は、従来の工事成績評定結果通知書に加え、項目別評定点を示したものを送付します。
5	成績評定結果説明を求めることができるのか。	建設工事成績評定結果説明書により回答します。 (通知要領 第7条、第8条による。)
6	工事成績はどのように活用されているのか。	入札参加資格の格付けの決定に用いる主観点の算定に加味したり、総合評価落札方式の企業・技術者の能力評価などにおいて加点を行っています。
7	総合評価落札方式などで、旧成績データと新成績データが混在すると、どういうことか。	総合評価落札方式などでは、過去4年の評定の平均点を活用しており、平成31年度までは、新・旧の成績データが混在することとなるため、毎年度見直しが必要となります。